

教職員の分限処分について①

1 審議した会議（開催日）

令和6年度1月定例教育委員会（令和7年1月16日）

2 教職員の処分案の概要

教職員課長から、次のとおり刑事休職とする案の説明があった。

県内において、10歳代男性にわいせつな行為をした疑いにより、起訴された小学校教諭の刑事休職。

3 委員からの意見等

- ・ 委員から、今後のコンプライアンスに関する指導及び研修について質問があり、教職課長が説明した。

4 審議結果

審議の結果、原案のとおり決定した。